

## 三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）の検討について

三重県農水商工部農業経営室

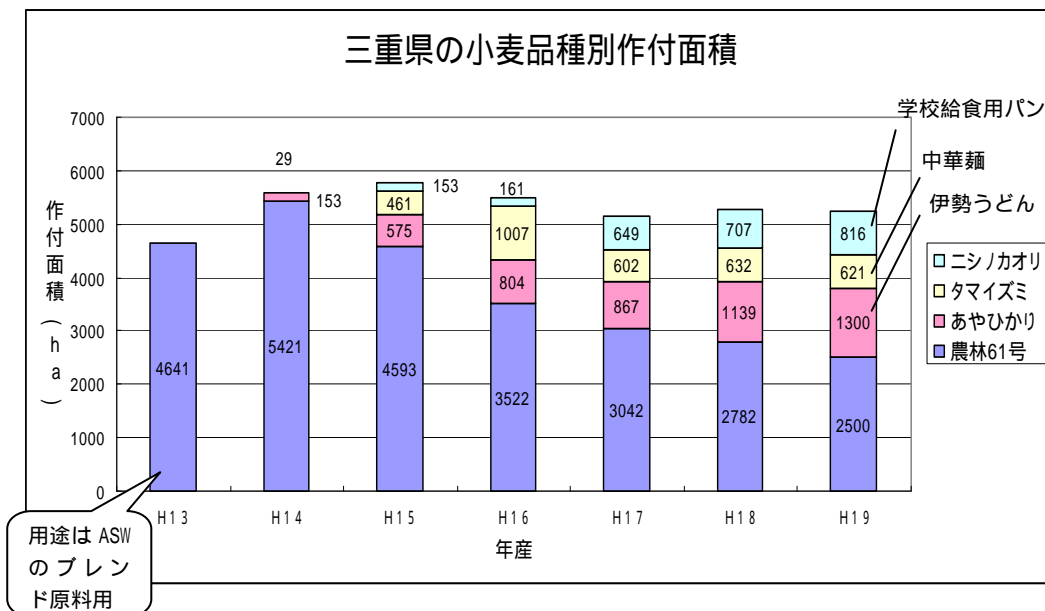
## 1. 地産地消への取組（平成12年度～）

- ・ 農業者や農業団体のための農政から、農業生産を通じて県民や消費者にモノ・サービスを提供していくための農政に転換
- ・ 「プロダクトアウト」の農業から「マーケットイン」の視点を持った農業へ
- ・ 三重県の地産地消は「地域で採れたものを地域で消費すること」に止まらず、「地域の食への理解を深めたり農作業体験を通じて、県民が、自分達の生活や地域のあり方などを見つめ直すこと」までを含む概念
- ・ 「みえ地物一番の日」「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」への取組



## 2. 水田フル活用と地産地消との関係（県産小麦の事例から）

- ・ 米の生産調整に取り組んだ結果、三重県は全国10位の「小麦産地」に
- ・ 県製粉工業協同組合と県製麺協同組合・地域特産めん研究会、農業生産者の連携による県産小麦100%の伊勢うどんの開発と小麦品種の転換



## 3. 課題の顕在化（なぜ今、農業条例なのか）

## (1) 生産面

- ・ 地産地消など、農産物等の需要創造の取組は充実させてきた一方で、生産面の取組には課題が残る
- ・ このまま推移すれば、農業産出額が大きく低下する恐れ

( 2 ) 構造面

- ・ 農業従事者の高齢化と今後の急激な減少が現実になりつつある
- ・ 若者が農業を職業として選択できる環境が不足
- ・ 農地保全意識の低下と耕作放棄地の増加

( 3 ) 農村振興面

- ・ 過疎、高齢化、混住化の進展による集落機能の低下
- ・ 基幹産業である農業の不振による地域活力の減退
- ・ 獣害による生産意欲の減退

4 . 条例制定と基本計画策定

- ( 1 ) 農業を取り巻く環境変化への的確な対応
- ( 2 ) これまで取組を制度的に担保
- ( 3 ) 農業の再生と農村の地域経営を支援する仕組みを整備

# 三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)等の策定についての考え方(案)

## 制定に向けての背景

本県農業では、農業従事者の高齢化が急速に進んできており、このまま単純に推移すると、10年後には、1/4の農地で耕作者の確保が困難な状況に陥ることが予測され、耕地利用率は65～80%、農業産出額は現状の1,236億円から、850～1,000億円程度まで低下することが予測される。

国において、平成22年3月の策定に向け、新たな食料・農業・農村基本計画の検討が進められている。このなかでは、食料自給率50%以上に向けた工程表や、米の生産調整制度のあり方などが検討されており、今後、**農政の大きな転換**が予測され、的確に対応する必要がある。

地方分権が進捗するなかで、今までの農政展開(国 県 市町)の流れが崩れ、国の直接実施施策が増加しており、従来の農政展開手法では対応しがたくなってきている。

今後は、WTOなどグローバル化の進展のなかで、農業経営を取り巻く状況は一層厳しくなることが予測されるため、農業従事者の確保など、持続的な農業を確立していくためには、今後は、**農家を単位とした経営から、地域(産地)を単位とした経営への転換**をより一層加速していく必要がある。

**農政の枠組みがどのように変わっても、農業生産が持続的に展開される地域構造の確立が至上命題**

## 制定の目的

三重県地域産業振興条例を上位条例と位置づけ、**農業振興の具体的な方策を明らかにする。**

概ね十年を期間とする中長期的な基本計画の策定を規定することで、**農業の目指すべき姿とその実現への道筋を明らかにしていく。**

「人と自然にやさしい安心食材登録制度」、「三重ブランド」等の認定制度、食育や地産地消など県民運動的な取組などを規定することで、**県独自の制度や取組の法的な担保を図る。**

分権時代に的確に対応できる農政展開手法を確立し、持続的な農業・農村の実現を目指すため、**行政及び関係機関の新たな農政展開手法について規定することで、制度の法的な担保を図り、県及び市町、関係機関が連携して、地域の意欲ある取組を引き出ししていく。**(農業再生・農村革新の推進)

## 【国の新たな食料・農業・農村基本計画の論点】

- 食料供給を担う農業の持続的な発展**  
担い手の育成と多様な経営体の参画 農地の最大限の確保と有効利用  
水田のフル活用 生産基盤整備、技術開発 自然循環機能の一層の向上
- 食料の安定供給の確保**  
食の安全と信頼の確保 日本型食生活の維持・継承 食料安全保障の確立
- 地域に雇用とにぎわいを生み出す農村の振興**  
農業を軸とした地域 frontier 産業の確立 農工商連携等による農村経済の活性化  
農村集落、中山間地域等の維持・再生 良好な農村環境の形成と多面的機能の発揮
- 食料自給力、食料自給率の確保**

### 議論の焦点と想定される項目(新聞情報等)

WTOを視野においた経営所得安定対策の再構築  
農地利用の義務化や農業参入規制の緩和などの農地制度改革  
米の生産調整のあり方と水田のフル活用対策

## 条例と基本計画の策定に際しての基本的な考え方

### 農業生産面

**【課題】**  
・基幹作物の米の先行き不透明感  
・園芸産地をリードする農家の不在  
・全国的な大規模産地を擁していない

**【対応方向】**  
米づくりの再生  
特徴的な園芸品目の生産強化とブランド化  
地産地消型の産地の育成

### 農業構造面

**【課題】**  
・農業者の高齢化と今後の急激な減少  
・農業を職業として選択できる環境不足からの若年層の農業参入の低迷  
・集落機能の低下に伴う農地を地域で保全していく意識の低下  
・根強い農地保有意識と農業参入の種々の閉鎖性

**【対応方向】**  
農地を資本と捉えた意識の醸成と自立した経営体の育成  
外部人的資源の導入を可能とする環境の形成

### 農村振興面

**【課題】**  
・混住化の進展と集落機能の低下  
・農業不振に伴う地域活力の減退  
・農村資源を生かし切れない状況  
・獣害による生産意欲の低下等

**【対応方向】**  
地域の多様な主体の能力を生かした新たな地域ビジネスの創出  
多面的機能の維持と活用の促進  
獣害に強い地域づくり等の推進

### 【地域推進体制の再構築】

自ら考え自らの意志で行動する地域や産地の計画的育成  
県・市町・農業団体が参画した推進体制の整備  
現場主義に徹した事業、融資、普及、試験研究等の行政支援体制の整備

## 制定の手順(素案)

### 条例制定の考え方

### 条例骨子案

### 条例案

### 【各種有識者会議での意見聴取】

例) 指導農業士連絡協議会、地産地消ネットワークみえ 等

### 【市町、農業団体との意見交換】

例) 市町農政担当課長会議、JA等との懇談会 等

### 【地域別意見交換会】

農業者、事業者、消費者等の参加者を公募等により募集して、意見交換会を地域別を実施する。

### 【市町、農業団体等との意見交換】

### 【パブリックコメント】

### 基本計画枠組み

### 基本計画骨子案

### 基本計画中間案

### 基本計画案

### 【市町、農業団体との意見交換】

### 【プロジェクトアイデアの公募】

長期的観点から農業・農村の振興につながるプロジェクトの提案を公募し、実施可能なアイデアを計画に反映する。

### 【各種有識者会議での意見聴取】

### 【地域別意見交換会】

### 【市町、農業団体との意見交換】

### 【国基本計画を踏まえた調整】

### 【必要に応じて市町、農業団体との意見交換】

### 【パブリックコメント】

条例及び基本計画の検討は、「審議会形式」によるのではなく、種々の機会に関係者や県民等から意見をいただきながら進める。検討の節目には、進捗状況や検討状況について県議会に報告等を行い、意見・提案等をいただきながら進める。

**国食料・農業・農村基本計画の公表は、平成22年3月の予定**

# 三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)(検討案)

## 1. 総則

### 目的

三重県地域産業振興条例の理念に則り、  
**安全で安心な食の享受**  
**農業・農村の多面的機能の享受**  
**地域経済の健全な発展**  
 に資することを目的とする。

### 責務等

**県、農業者等、県民の責務**  
 地域産業振興条例の責務に委ねる旨を規定  
**県と市町との協働**  
 市町に対し協働した取組を求める旨を規定  
**農業者等の自主的な努力**  
 施策の実施は、農業者等の主体的取組を  
 助長することを旨と規定  
**財政上の措置**  
 県は、財政上の措置に努める旨を規定

## 2. 基本的な施策

### 基本計画の策定

10年程度を見通し、概ね5年毎に見直す  
 【主な内容例】  
 ・基本的な方針  
 ・主要目標と主要施策  
 ・地域別の振興方向 等

### 主要施策

安全で安心な農産物の安定的な供給  
 担い手の育成確保と生産基盤の整備  
 農産物の高付加価値化と地産地消の促進  
 生産を支える技術開発の推進  
 農村の活性化と多面的機能の維持活用

### 重点的に取り組む施策

基本計画に重点的に取り組む事項を定める  
 【重点事項例】  
 農業再生・農村革新の推進  
 多様な自立経営体の育成  
 水田の高度利用体系の定着の促進  
 園芸・畜産の産地再生の推進  
 農業を起点とした地域産業創出の促進

## 3. 安全で安心な農産物生産の振興

### 安全・安心農業生産の推進

環境に配慮した持続可能な生産方式による  
 安全で安心な農産物生産の取組を促進する  
 ため、「生産推進方針」を策定する  
 県は、安全・安心農業に関する生産技術の  
 指針を策定し、技術的な支援を行う  
 県は、安全・安心農業の理解促進を図る

### みえの安心食材表示制度

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示  
 制度」を実施する旨を宣言的に規定  
 登録事務は別に定める機関で実施  
 県は、安心食材の周知に取り組む



### 三重ブランド認定制度

「三重ブランド認定制度」を実施する旨を  
 宣言的に規定  
 県は、三重ブランドの周知に取り組む



### みえ地物一番登録制度

「地物一番関連事業者登録制度」を実施  
 する旨を宣言的に規定  
 「みえ地物一番の日」を毎月第三日曜日と  
 その前日とする  
 県は、みえ地物一番の周知に関連  
 事業者と連携して取り組む



## 4. 食育の推進

### 基本方針

家庭、学校など様々な機会・場所で展開  
 適切な判断に基づく健全な食生活の実践  
 伝統的食文化の継承

### 活動の展開

県民は、様々な機会・場所で活動に努める  
 県は、食育の意義の普及及び関係団体と  
 連携して食育推進活動を支援する

### 学校における推進

学校の設置管理者は、学校給食や教育活動  
 などの場において食育の推進に努める

## 5. 農業再生・農村地域革新の推進

### 地域経営ビジョンの確認

農村地域団体(集落、産地等)は、地域  
 経営ビジョンを作成して、市町・県の確認  
 を受けることができる

県、市町は、確認した地域経営ビジョン  
 に基づく活動を支援する

### 県推進会議

県に、関係者で構成する推進会議を設置する

### 市町推進会議

市町に、関係者で構成する推進会議を設置する  
 市町推進会議に、農村地域団体の活動を支援  
 するための「支援チーム」を設置する

### 農業再生・農村地域革新の基本的考え方

農家だけでなく、必要に応じ農家以外の方々も含めた地域住民総意の下で取り組む  
 地域住民等の人的資源、農地及び農業用施設等の物的資源など、地域の資源の総合  
 的な活用により取り組む  
 農業の振興を基礎とし、その振興方向を農家を単位とした経営から、地域を単位とした  
 経営への転換を基本に、必要に応じ集落法人化を目指して取り組む  
 農業の振興だけでなく、これを基礎とした6次産業化、農商工連携や集客交流などの新  
 たなビジネスの展開、さらには、必要に応じ農業への企業参入や農的企業などの企業誘  
 致など、さまざまな革新策を地域の状況により組み合わせる

### 農業再生・農村地域革新の仕組み概要

